

記者発表資料
平成24年12月6日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う内水面魚種の出荷制限について

本日、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、広瀬川（支流を含む。）において採捕されたイワナ（養殖を除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう指示されました。

このことから、下記のとおり関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう改めて要請しましたので、お知らせします。

なお、当該水域におけるイワナ（養殖を除く。）については、宮城県の要請により、既に採捕が自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- (1) 対象魚種 イワナ（養殖を除く）
- (2) 対象水域 広瀬川（支流を含む）
(別紙参照)

2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、所属組合員や遊漁者に対象水域でイワナを採捕しないよう周知することを改めて要請した。
- ・周辺を含む河川において、今後ともイワナの検査を強化する。

※ 今回の指示は、11月11日に仙台市青葉区作並の広瀬川支流（熊沢）で採取されたイワナから120ベクレル／kg（11月30日公表）が検出されたことを踏まえたもの。

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された広瀬川（支流を含む。）においては、①所属組合員にイワナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、イワナを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売しているものもある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。また、需要者である旅館等には市町を通じ、イワナを扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

周辺を含む河川においては、今後ともイワナの検査を実施し、実態を把握するものとする。